

((様式5)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準 (申請に対する処分関係)

		資料番号	7 - 5	担当課	長寿介護課
法令名	戦傷病者特別援護法	根拠条項	19 - 1	許認可等の内容	葬祭費の支給
1 法令の定め(許認可等要件)					
戦傷病者特別援護法第19条第1項					
知事は、法第10条の規定による療養の給付(法第17条第1項の規定による療養費の支給を含む。)を受けている者が、当該療養の給付を受けている間に死亡した場合、その者の遺族で葬祭を行う者に対し、その者の請求により葬祭費として政令で定める金額を支給する。					
ただし、遺族の範囲は					
配偶者(届出はしていないが、事実上婚姻関係にあるものを含む。)					
子					
父母					
孫					
祖父母					
兄弟姉妹					
とする。(法第19条第3項)					
2 その他					
戦傷病者特別援護法施行事務取扱要領について					
(昭和38年12月27日付け厚生省発援第1206号厚生省援護局長通知)					
葬祭費の支給にあたっては、療養給付原簿に基づき受給資格の審査を行い、支給の可否を請求者に通知すること。					
添付書類					
戦傷病者特別援護法施行事務取扱要領について					
(昭和38年12月27日付け厚生省発援第1206号厚生省援護局長通知)					

((様式5)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(申請に対する処分関係)

		資料番号	7 - 5	担当課	長寿介護課
法令名	戦傷病者特別援護法	根拠条項	19 - 1	許認可等の内容	葬祭費の支給
<p>(1) 葬祭費支給請求書(省令様式第12号)</p> <p>(2) 死亡診断書又は死体検案書</p> <p>(3) 請求者が葬祭を行う旨の申立書</p> <p>(4) 死亡した者と請求者との身分関係を明らかにすることができる戸籍の謄本</p> <p>(5) 請求者が届出はしていないが事実上婚姻関係にあった配偶者の場合、その事情を認められる書類</p>					